

会長声明

相続登記の申請義務化を含む、民法等の一部を改正する法律の施行にあたり
神奈川県司法書士会 会長 坂根隆志

相続登記の申請義務化を含む、民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）（以下「本法律」という）が、令和6年4月1日施行されました。これにより、不動産の所有者が亡くなり、相続人が自己のために相続が開始したことを知り、かつ当該不動産の所有権を取得したことを知った日から（改正前に亡くなっている方は、令和6年4月1日から）3年以内に登記申請を行うことが法律により義務付けられました。

本法律の改正の背景は、東日本大震災後、被災者救済の仮設住宅の建設など、復興事業の際に相続登記の未了や所有者が不明となっている不動産の確認作業に多くの時間を費やし、被災者の支援が遅れたことにあります。所有者が直ちに判明せず、又は判明しても連絡がつかない土地、いわゆる所有者不明土地が、既に九州全土ほどの広さとなり、このまま放置すると益々、所有者不明土地が増加することが予想され、そうしたことが契機となり、法改正に至りました。

所有者不明土地問題の解消にあたっては、発生予防と不動産利用の円滑化の2つの側面から対応を行う必要があります。相続登記の申請義務化だけでは、解決することは出来ません。既に講じられている様々な施策なども考慮したうえで、総合的な対応を行うことが求められます。

私たち司法書士は、不動産登記に関する専門家として、日々執務の現場で、市民の皆様からのご相談に対応しており、所有者不明土地の発生予防の観点から、遺言や信託をはじめとした生前の財産承継に関する支援への取り組みや、相続発生後の相続登記の代理はもちろんのこと、円滑な遺産承継をお手伝いする遺産承継業務、所有者不明土地・建物管理人や、管理不全土地・建物管理人、相続財産清算人への就任、相続した不動産の国庫帰属への支援、紛争が顕在化していない相続人間の合意形成支援など、業務を通じて本問題の解決に積極的に取り組んで参りました。

国会における本法律審議の際、法務大臣より「相続登記や遺産分割を取り扱う司法書士等の専門職者と十分に連携することが重要」との発言があり、また本法律の附帯決議においても、専門職者が連携して対応することが求められていることから、国民の権利を擁護することを使命とする司法書士には、より積極的な対応を行うことが求められていると認識を新たにしています。

私たち司法書士および司法書士会は、本法律施行にあたり、これまで以上

に市民の皆様の負託に応えると共に、国や行政に対し更なる制度提言を行うなど、我が国が直面している社会問題の改善に向け積極的に取り組んで参る所存です。